

院外処方箋送信システムの利用規則（千葉市薬剤師会）

（目的）

千葉市薬剤師会が運営する院外処方箋送信システム（以下、本システム）は、患者の利便性と、処方箋応需する薬局の利用サービスのために運営する。

（運営費用）

本システムは利用薬局が負担する費用（下記利用料金）により運営する。

（利用申し込み）

千葉市内の薬局は、院外処方箋 FAX 登録申込書と薬局情報記入表を千葉市薬剤師会に提出する。千葉市外の薬局は原則としては各地域薬剤師会へ利用申込を行うものとする。

（利用料金）

本システムを利用する薬局は、下記を千葉市薬剤師会に納入しなければならない。
千葉市外の利用薬局は、各地域薬剤師会との相互取引の覚書に準じて対応する。
尚、本システムの送信不具合により請求減額の申し出があり、千葉市薬剤師会が承諾した場合は差し引いて請求する。

○千葉市内の千葉市薬剤師会会員薬局

- ・ FAX 単価 100 円（税込） / 件

○千葉市内の未登録薬局および非会員薬局

- ・ FAX 単価 200 円（税込） / 件

○千葉市外の薬局

- ・ FAX 単価 各地域薬剤師会が定めた料金、または千葉市薬剤師会規定の料金

（利用料金の請求時期）

千葉市内利用薬局については前年利用分（4月～3月）を集計し翌年9月までに請求する。
千葉市外利用薬局については各地域薬剤師会との相互取引の覚書に準じて請求する。

（利用料金の納期）

千葉市薬剤師会が定める納入日を期限とする。

（未納入および規則違反の対応）

本システム利用料金を請求年度末（3月）までに支払われなかった場合には、千葉市薬剤師会理事会に報告する。利用規則に違反した場合には同理事会に報告し利用を停止する場合がある。さらに重大な規則違反の場合には法的手続きを行う場合がある。

（制定及び改廃）

本規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

（2019年4月制定）